

子育て世帯くらし応援特別給付金を支給します

村では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料品等の物価高騰の影響を受けている村内の子育て世帯を応援することを目的に、村独自の取り組みとして特別給付金を支給します。

給付対象

基準日(令和4年11月30日)において東海村に住民登録があり、令和5年4月1日時点で18歳以下の児童を養育する父母等※所得制限はありません。

給付額

児童1人につき1万円

支給方法等

令和4年12月分の児童手当または特例給付を支給している口座へ振り込むため、申請は不要です(1月31日(火)振込予定)。※給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書の提出が必要です。

■次に当てはまる方は申請が必要です

▼所得上限限度額以上のため、令和4年12月分の児童手当等の支給を受けていない方

▼公務員で対象児童を養育する方

▼高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)のみを養育する方

▼基準日(令和4年11月30日)から令和5年2月28日までに生まれた新生児を養育する方

【申請方法】…村から送付された申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で提出してください。

【申し込み期限】…2月28日(火)まで(新生児は3月15日(水)まで、当日消印有効)

問い合わせ▼子育て世帯くらし応援特別給付金室(☎212-8822)※3月1日(水)以降は、子育て支援課子育て世帯くらし応援特別給付金担当(☎282-1711 内線1187)へお問い合わせください。

「保育」という おしごと

— 保育者からのメッセージ —



子どもたちの成長を見届けながら
保育のバトンをつなげていきたいです

十数年ぶりに再会した当時5歳の男の子は、見上げるほど大きくなり、立派な青年となつて保育にあたっています。この保育のバトンがまた次の誰かに引き継がれていくことを楽しみにしています。

とうかい村松宿こども園
本多恵子主幹保育教諭

「恵子先生と結婚する!」と言っていた当時5歳の男の子と、私は今、こども園で一緒に働いています。かつて担任をしていた子と同じ職場で働く日が来るとは考えてもいなかったもので、驚きと喜びを感じています。

私は小さい頃から保育者になることが夢でした。幼稚園に通っていた頃の私は体が弱く、休んでしまうことが多かったのですが、幼稚園で過ごすことや、担任の先生が大好きな子どもでした。「今日はどんなことをするのか?」と毎日ワクワクしながら幼稚園に通っていたため、熱があつても「幼稚園に行く!」と泣いて訴えていたのを今でも覚えています。そんなワクワクした経験があつたから

こそ、保育者になるという夢をずっと持ち続けられたのかもしれない。

幼児教育は遊びが学びといわれる通り、子どもたちは生活や遊びの経験を通して、心も体も成長していきます。1・2歳児でも、友だちが泣いていると「泣かないで!」と言って頭をなでたり、「大丈夫?」と優しく声を掛けたりする姿が見られます。保育者が教えなくても、同じ年代の子どもたちと生活する中で、相手を思いやる気持ちが育つていて、そのような姿を見ると私たちも心が温かくなります。また、新たな発見をするたびに興味や関心が高まり、好奇心や探求心が養われ、創造性が豊かに育ちます。このような子どもたちのキラキラした表情や姿がたくさん見られるのは、保育の仕事の特権です。幼児期にしかできない経験を思い切り楽しみ、その経験を力にしてさらなる成長へつなげるためのお手伝いができるよう、これからも努めていきたいと思っています。